

## 社会福祉法人羽島郡福寿会 行動計画（第3回）

当法人の職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい職場環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、職員の就業定着化を図るため、次のように第3回行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年11月1日～平成33年10月31日までの5年間

### 2 内 容

目標1：出産や育児に係る法人の諸規程や健康保険による諸制度について、職員全体に周知を図る。

#### <対策>

平成28年11月～ 前回第2回の行動計画の目標に引き続き、現行の諸規程（平成22年6月30日改正の育児・介護休業規程、平成28年4月1日改正の就業規則、職員給与規程）及び健康保険の諸制度について、各所属（係、ユニット単位）を通じて資料を配付し、出産や育児に関する諸規程や制度の内容について周知を図る。

目標2：育児休業取得予定者が出た場合、産休の時期から代替要員の確保を図る。

#### <対策>

平成28年11月～ 前回第2回の行動計画の目標に引き続き、職員の産休予定を把握した時点（妊娠が確認された時点）から代替要員の確保対策を開始し、正規職員採用ができない場合でも、非常勤職員雇用や人材派遣職員の受入による代替要員確保を図る。

目標3：育児休業後の原職または原職相当職への復帰率100%を目指す。

#### <対策>

平成28年11月～ 前回第2回の行動計画の目標に引き続き、育児休業中の職員に対し、勤務形態（日勤、夜勤）や勤務時間（フルタイム、短時間）の対応方法等、産休後の復職方法に関して、職場内相談体制（第1回行動計画で整備）により対応する。

平成28年11月～ 前回第2回の行動計画の目標に引き続き、出産・育児と仕事の両立についての職員の理解、産休代替要員の確保並びに産休予定者に対する復職方法等相談体制の充実・強化を図り、復職しやすい職場環境をつくる。

目標4：出産や子育てによる退職者について、優先的に再雇用を図る。

#### <対策>

平成28年11月～ 出産や子育てのために退職した職員（以下「法人職員経験者」という。）が、法人各事業所の職員に再雇用を希望した場合、希望する勤務の内容等の相談に応じ、希望する勤務形態に応じた雇用（正規職員、非常勤職員）について、面接選考試験を省略し、早期の採用内定を図る。

平成28年11月～ 法人職員経験者については、職員の欠員状況を勘案して、他の職員採用応募者に優先して雇用（正規職員採用、パート職員雇用）を図る。

目標5：所定外労働は例外的な場合にのみ行われるものであり、安易に残業するという意識を改善するための意識啓発の取り組みを行う。

#### <対策>

平成28年11月～ 課長・マネージャー会議、施設運営管理会議を通じて、所定外労働は例外的な場合にのみ行われるものであるという認識を周知する。

平成28年11月～ 経営管理課及び在宅介護課の日勤勤務のみの事業所については、ノー残業デーを実施する。

施設介護課及び在宅介護課の交替勤務を行う事業所については、事前に届け出されている時間外勤務以外の勤務日は、できる限り所定外労働を行わない。

目標6：地域の学校からインターンシップの受け入れを行う。

#### <対策>

平成28年11月～ 次代の社会を担う若年者の能力開発や適職選択による安定就労を推進するため、若年者（学生を含む。）に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供を行う。